確　認　書（ コ ン テ ン ツ ）

令和○年○月○日

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

代表取締役 池田 雅一 殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

○○○○（以下「乙」という。）は、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 代表取締役 池田 雅一（以下「甲」という。）に対し、○年○月○日付けで契約を締結した「令和７年度アニメーション制作における人材育成プログラムの実践・情報提供事業」において制作したコンテンツ（以下「当該コンテンツ」という。）に関し下記の事項を約する。

記

　１．乙は、当該コンテンツに係る知的財産権は遅延なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その種類その他情報を甲に報告する。

　２．乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツに係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

　３．乙は、当該コンテンツを相当期間（※明確な期間を指定する場合には、３年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

　４．乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力　する。

５．乙は、甲が上記３に基づき、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて理由を　求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

　６．乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

　　イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

　　ロ　乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

　　ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合